

原議保存期間	5 年（令和14年3月31日まで）
有効期間	一種（令和14年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 2 7 号
令 和 8 年 7 月 2 7 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

南海トラフ地震発生時の交通規制計画の改定について

警察庁では、令和8年7月13日に中央防災会議幹事会が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について、道路や各種防災拠点の整備状況等を踏まえた緊急輸送ルートの見直し等を主な内容とする改定を実施したことに伴い、「南海トラフ地震発生時の交通規制計画の改定について」（令和7年9月16日付け警察庁丁規発第163号。以下「旧通達」という。）別添の「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」について、これまで関係都府県警察と合同で改定作業を進めてきたところ、今般、これを別添のとおり改定した。

本計画を踏まえ、南海トラフ地震が発生した際、迅速かつ的確な交通規制を実施することができるよう、万全を期されたい。

旧通達は廃止する。

別添省略